

地方公営企業法の改正に伴う対応について

1 概要

地方公営企業法の改正（平成23年5月3日公布、平成24年4月1日施行）により、地方公営企業の経営の自由度を高めるとともに、議会のチェック機能を強化する等の観点から、公営企業における資本制度の会計処理について一部取扱いが改正されました。

平成23年度地方公営企業決算より、以下の案件について該当する場合、決算とあわせて決算特別委員会に議案を提出することとなります。

	利益剰余金の処分	資本剰余金の処分	資本金の額の減少
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ① 法で積立が義務付けられた法定積立（減債積立金、利益積立金） ② 法定積立をし、さらに利益剰余金がある場合、議会の議決により積み立てられる任意積立（任意積立金） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 原則不可 ② 欠損金をうめるため、議会の議決を得て取り崩すことができる ③ 補助金等により取得した固定資産の処分の際に、その補助金等に相当する部分の資本剰余金を取り崩しその損失を埋めることができる 	資本金の額を減少する会計処理はできず



改正後	条例の制定又は議会の議決により処分することができる	条例の制定又は議会の議決により処分することができる	議会の議決により減少することができる
-----	---------------------------	---------------------------	--------------------

2 法改正を踏まえた本市の対応

法改正では、利益剰余金と資本剰余金の会計処理について、条例の制定による処分と議会の議決による処分の2つの方法が規定され、資本金の額の減少については、議会の議決による処分の条項が追加されました。

本市では、地方公営企業の資本制度の会計処理について、企業の処分の自由度が増したことに伴い、透明性を高めるため、剰余金の処分、資本金の減少について、議会の審査に付させていただきたいと考えています。

3 病院事業会計における対応

病院事業会計においては、病院別（市民病院、脳血管医療センター、みなと赤十字病院、港湾病院）に財務諸表を作成しています。

港湾病院については、平成16年度末をもって閉院しております。

その後、現金不足額について一般会計から繰入れを行い（当該繰入金等が資本剰余金）、債権債務の処理等を平成21年度末までに終了しましたが、財務諸表（貸借対照表）においては、累積欠損金及び自己資本金・資本剰余金が残ることになりました。

当該累積欠損金等について、公営企業会計制度上、資本金の減少ができなかったため、最終的な清算ができない状況にありました。

今回の地方公営企業法の改正により、議会の議決により資本金の額を減少させることができることとなったため、平成23年度決算に合わせ清算することとします。

（参考）平成23年度 横浜市病院事業会計剰余金計算書（抜粋）

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金	資本合計
	自己資本金	借入資本金			
当年度末 港湾病院事業	2,660,054,018	0	2,663,536,757	△5,323,590,775	0